

ひとり親家庭医療証の送付誤り

1. 概要

ひとり親家庭医療受給者Aに対し、ひとり親家庭医療受給者Bの医療証を誤って送付したことにより、医療証の送付誤りがありました。

2. 影響を受けた人数 ひとり親家庭医療受給者2名(A・B)

3. 経過及び対応

5月1日(月) ひとり親家庭医療受給者10名に対し、医療証を送付する。

5月8日(月)

午前8時40分 受給者Aより、受給者Bの医療証が同封されているとの電話を受け、送付誤りが判明する。受給者Bの医療証を回収し、受給者Aの医療証を渡すため訪問することを伝えたところ、14時以降に在宅とのこと。

午前8時50分 通知した他の受給者に対し、本人の医療証が届いているか電話連絡を行う。

午前11時00分 受給者Bに電話連絡したところ、別件で本日来庁予定であるとの返答があり、送付した封筒は開封せずに持参いただくよう伝える。

午後2時30分 受給者Aを訪問し、受給者Bの医療証を回収する。受給者Aの医療証を渡し、対面にて謝罪する。

午後4時00分 受給者Bが来庁する。受給者Aの医療証を回収する。受給者Bの医療証を渡し、対面にて謝罪する。

午後6時45分 その他受給者8名については、本人の医療証が送付されていることを確認する。

4. 原因 封入の際の確認が不足していたため。

5. 再発防止について 今後については、これまで以上に送付を行う際に同封の内容物と宛名が相違ないか再確認を徹底し、再発防止に努めます。

この度は、ひとり親家庭医療受給者に、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

【お問い合わせ先】

こども部こども政策課長 美馬 忠法

電話：06-6902-6095 E-mail:chi01@city.kadoma.osaka.jp